

令和 5 年 6 月 22 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19H01425

研究課題名(和文) 刑罰政策における公衆の意識構造の実証的研究：「民意」をどのようにつかまえるべきか

研究課題名(英文) An empirical study of the structure of public attitudes towards penal policy:
How should we capture the public opinion?

研究代表者

松澤 伸 (Matsuzawa, Shin)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：20350415

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,200,000円

研究成果の概要(和文)：世論調査において用いられるような一般的な質問で犯罪についての意見を尋ねた。これについては、回答者の政治的態度、性別、年齢、居住地域、学歴等によって、その回答に一定の傾向はみられない、権威主義的傾向が高い人ほど厳罰化傾向が高い、権威主義的傾向が高い人ほど裁判所を信頼していない等の成果が得られた。事例を示すなどして、より具体的なかたちで犯罪への対応を尋ねた。これについては、情報量が増えるにしたがって、実刑を選択した者の割合は減少した。したがって、「対象となる犯罪についての情報が増えることで/犯罪者との距離が縮まることで、犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少」といえる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、刑罰に関する国民の意識を高い解像度で明らかにした。すなわち、国民は厳罰化を求めていると言われるが、直感的な質問を用いたアンケート調査ではそのような結果が出る場合があるものの、刑罰に対する知識・情報量や、犯罪者・被告人についての知識・情報量を増やした上で、熟慮の上判断してもらうと、異なる結果が得られるのである。すなわち、犯罪者に対して厳しい刑罰で対応するのではなく、緩やかな刑罰を用いたいという結果が得られることがわかったのである。刑罰政策を決定するにあたっては、このような事実をもとにして行うことが期待されるであろう。

研究成果の概要(英文)：First, we asked respondents (1) their opinions about crime using general questions such as those used in public opinion polls. The results showed that there was no certain trend in the responses depending on the respondents' political attitudes, gender, age, residential area, educational background, etc., that people with higher authoritarian tendencies tended to be more severely punished, and that people with higher authoritarian tendencies did not trust the courts. (2) The respondents were asked about their responses to crime in a more concrete form by showing examples. In this regard, the proportion of those who chose prison sentences decreased as the amount of information increased. Therefore, it can be said that "the amount of punishment that one is willing to use for a crime/offender decreases as the amount of information about the target crime increases/as the distance between the offender and the target crime increases".

研究分野：刑法

キーワード：法意識 刑罰政策 量刑 処罰感情 熟議民主主義

1. 研究開始当初の背景

本研究(刑罰政策における公衆の意識構造についての実証的研究:「民意」をどのようにつかまえるべきか)の着想に至った経緯としてその中心を占めるのは、科学研究費基盤研究(B)(研究代表者:松澤伸)「刑罰に関する法意識の実証的研究:法感情と法理性という新たな分析枠組みに基づいて」(2016~2018年度)(以下「松澤基盤研究(B)2016」と表記)であった。

「松澤基盤研究(B)2016」では、「対象となる犯罪についての情報が増えれば/犯罪者との距離が縮まれば、その犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少する」という成果が得られたが、それを証明するデータが少なく、さらにこれを修正した上で再度実施し、より解像度の高いデータを得る必要があった。

また、なぜそのような結果が得られるのか、その理由については明らかではなかったため、これを検討することが求められていた。その際に中心となるのがフォーカス・グループ調査であるが、これについてはすでに「松澤基盤研究(B)2016」で実施していたので、これを再度実施することとした。

なお、「松澤基盤研究(B)2016」では、その成果を公表するべく、最終年度の7月にシンポジウム「刑罰政策に関する公衆の法意識:人々は刑罰をどのように使いたいと考えているのか」を早稲田大学で開催したのであるが、こうした経緯から得たフィードバックも、十分に反映させることを意図していた。

2. 研究の目的

以上の背景に基づき、本研究(刑罰政策における公衆の意識構造についての実証的研究:「民意」をどのようにつかまえるべきか)では、上記「松澤基盤研究(B)2016」の結果(そこでは、「対象となる犯罪についての情報が増えれば、また、犯罪者との距離が縮まれば、その犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少する」ことが明らかにされた)を受けて、このことについて、さらに詳細なウェブ調査、フォーカス・グループ調査の手法を用いて、実証的に明らかにすることとした。

そうすることで、人々は刑罰をどのように使いたいと考えているのか、さらには、それ(刑罰政策にかかわる「民意」)をどのようにしてつかまえるべきかについて検討することを、本研究の目的・課題として、設定した。

3. 研究の方法

我々は、ウェブ調査とフォーカス・グループ調査について、2022年春及び秋に、以下の方法で実施した。

ア) ウェブ調査

ウェブ調査の内容は大きく2つに分かれる。1つは、前述の に対応するもので、一般的な質問で犯罪への対応に関する意見を尋ねた。

質問は以下のとおりである。

Q1: 犯罪者は長期間刑務所に入れておくべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

Q2: 犯罪者は今よりも重く処罰されるべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

Q3: 覚せい剤を使用した者は治療施設よりも刑務所に入れるべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

Q4: あなたは、死刑制度に賛成ですか。

回答はいずれも5件法(賛成である、どちらかといえば賛成である、どちらともいえない、どちらかといえば反対である、反対である)で求めた。

加えて、分析のために、権威主義的傾向を測るための質問と裁判所への信頼の程度を尋ねる質問を行っている。

なお、回答者は半数ずつ2群に分けて、一方には上の質問から回答してもらい、他方には次に述べる犯罪事例についての質問に回答してもらったあとで上の質問に回答してもらった(すなわち、「犯罪事例についての質問があと」と「犯罪事例についての質問がさき」の2群である)。

もう1つは、前述の に対応するもので、文章化した具体的な犯罪事例を読んでもらい、そこに登場する被告人にふさわしい刑罰(量刑)を尋ねた。事例は4種類あり、横領の事例、強制性交未遂の事例、薬物使用の事例、強盗の事例である。

それぞれの事例につき、以下のように、3つの異なる視点から量刑を尋ねた。

- 1) 裁判所ではどのような刑罰になると思いますか。
- 2) あなた自身はどのような刑罰がふさわしいと思いますか。
- 3) 世間の人々はどのような刑罰がふさわしいと考えていると思いますか。

回答の選択肢は次のとおりであり(罰金、執行猶予、保護観察付き執行猶予、1年未満の懲役、1年～2年未満の懲役、2年～3年未満の懲役、3年～4年未満の懲役、4年～5年未満の懲役、5年～6年未満の懲役、6年～7年未満の懲役、7年～8年未満の懲役、8年～9年未満の懲役、9年～10年未満の懲役、10年以上の懲役)、このなかから1つを選択してもらった。

なお、実際に各回答者に提示されたのは4つの事例のうちいずれか2つである。

イ) フォーカス・グループ調査

フォーカス・グループ調査は、調査協力者に都内某所に集ってもらい対面で行った。ここでは、グループごとに、1つの事例について、異なる3時点で、回答者がそこに登場する被告人にふさわしいと思う刑罰(量刑)を尋ねた。すなわち、最初に、④文章化した具体的な犯罪事例を読んでもらったあとで、次に、⑤それと同じ事例をもとに作成した模擬裁判の映像を見てもらったあとで、最後に、⑥刑罰についての情報を提供しながら、グループ参加者間で当該犯罪や刑罰について議論してもらったあとで、量刑を尋ねた。

刑罰についての議論は、懲役、執行猶予、保護観察付き執行猶予、罰金の順で、それぞれの内容について専門家が簡潔に説明する映像を見てもらい、これに続いて、⑦犯罪をした人にこれらを課すことの一般的なメリット、⑧犯罪をした人にこれらを課すことの一般的なデメリット、⑨この被告人にこれらを課すことのメリット、⑩この被告人にこれらを課すことのデメリットについて考えてもらうという順で行った。そのさいには、適宜、刑罰に関する必要な情報をモデレーターから補足してもらった*。なお、議論といっても、参加者同士で互いに議論するのではなく、それぞれに考えていることを発言してもらい、それを互いに聞きあうというものである。そうすることで、刑罰を多角的に検討してもらい、その理解を深めてもらうことがここでの目的である。

モデレーターを用いたのは、現場にわれわれ調査者がいることの影響(たとえば、調査協力者がわれわれの意図を汲んで期待される回答(その逆もある)をしようとする)を避けるためである。なお、同一のモデレーターがすべての調査を担当した。モデレーターには手順を示した進行表をわたり、それにしたがって調査を進めてもらった。

4. 研究成果

上記調査の具体的な結果(具体的な数値・データ分析)については、松原英世=岡邊健=松澤伸「人びとの刑罰意識について考える」(2023年、甲南法学63巻3=4号33-58頁)を参照いただきたい。ここでは、この調査から得られたデータをもとにした考察をその成果として示すこととする。

われわれの調査では、対象となる犯罪についての情報が増えることで/犯罪者との距離が縮まることで、犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量が減少することが、あらためて確認されたということができよう。

「民意」は刑事立法の根拠となりうるか。それがいわゆる「世論調査」によって導かれる「民意」ならば、われわれの答えは「否」である。われわれの調査で明らかになったことは、異なる測り方をすれば異なる「民意」がみえてくるということであった。マスメディアによって実施される調査では、おうおうにして一般的で単純な質問が用いられるが、それによってえられるのは、犯罪に関する人びとの抽象的な反応にすぎない。そのようなものをどれだけ集めても、具体的な事件について人びとがどのような対応を望むのかは明らかにならないだろう。換言すれば、そうした手段では、しかるべき「民意」をつかまえないということである。さらにいえば、適切な判断をするためには、十分な情報が必要である。そうした情報を欠いたままに人びとに意見を求めても、犯罪対策に関する意味のある回答はえられないだろう。しかるべき「民意」をつかまえるためには、それなりの工夫が必要となる。その方法をも示した点で、本研究には、他の研究にない独自性と成果があるものということができよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 松澤伸 松原英世	4. 巻 2021-1
2. 論文標題 The Public Sense of Justice in Japan: Can Public Opinion Define Sentencing Standards?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 早稲田大学比較研究所オンライン・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 松原英世	4. 巻 68
2. 論文標題 施設内処遇と社会内処遇との連携：処遇のあり方と考試期間主義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 11-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松原英世	4. 巻 487
2. 論文標題 刑事政策・少年法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室別冊付録	6. 最初と最後の頁 34-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松原英世	4. 巻 62, 1=2=3=4
2. 論文標題 犯罪対策はなぜ間違っているのか：理性的な刑事政策を目指して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 甲南法学	6. 最初と最後の頁 53-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松原英世 岡邊健 松澤伸	4. 巻 63, 3=4
2. 論文標題 人びとの刑罰意識について考える：「民意」は刑事立法の根拠となりうるか・再考	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 甲南法学	6. 最初と最後の頁 33-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Shin Matsuzawa
2. 発表標題 Censure and Hard Treatment in the Punishment/Penalty System
3. 学会等名 University of Frankfurt, School of Law, Dienstagssseminar
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hideyo Matsubara, Shin Matsuzawa
2. 発表標題 Can Public Opinion Become the Legitimation for Penal Policy?
3. 学会等名 American Society of Criminology 2019 Annual Meeting (San Francisco (U.S.A.)) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 松原英世（佐藤岩夫・阿部昌樹編）「犯罪、捜査、起訴」	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 220
3. 書名 スタンダード法社会学	

1. 著者名 松澤伸（吉開多一＝小西暁和編）「刑法/刑罰制度の正当化根拠論と犯罪化論/犯罪論」	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 564
3. 書名 刑事政策の新たな潮流	

1. 著者名 松原英世（石塚伸一編著）「刑事学の危機と復権」	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 322
3. 書名 新時代の犯罪学	

1. 著者名 前田忠弘＝松原英世＝平山真理＝前野育三	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 222
3. 書名 刑事政策がわかる〔改訂版〕	

1. 著者名 岡邊健（葛野尋之＝武内謙治＝本庄武編）「〔翻訳・解題〕少年移送法は非行に対する効果的な抑止力となるのか？（＝Redding, R. E., 2010, "Juvenile Transfer Laws: An Effective Deterrent to Delinquency?"）」	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 348
3. 書名 少年法適用年齢引下げ・総批判	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	岡邊 健 (Okabe Takeshi) (40356209)	京都大学・教育学研究科・准教授 (14301)	
研究分担者	松原 英世 (Hideyo Matsubara) (40372726)	甲南大学・法学部・教授 (34506)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関